

第3回教育委員会会議

令和6年2月13日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

- 報告第6号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案に
かかる対応状況について

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	その他	<p>人事異動の内示の連絡方法について ①現状では、受け入れる側の管理職から、送り出す側の学校の管理職に電話で連絡しています。 ②その際、職員室にいる教職員などが電話をうけます。また、いろいろな学校や職場を掛け持ちしているサポーターなどが電話を受けることがあります。 ③人事異動の内示日は、あらかじめ決まっています。その内示の日に、「〇〇中学校校長の〇〇です。校長先生はいますか?」と電話がかかってきます。この電話を、管理職以外の方がとることがあります。実際、私も何度も電話をとっています。 ④内示の日に校長先生からの電話を受けて、すぐそのあとに、校長先生から「〇〇先生、いま時間ある?」「ちょっと、来て」といったやりとりを何度も体験しています。つまり、私自身が、「〇〇中学校の〇〇校長」からの電話をうけ、そのままに人事異動対象の教職員が校長室に呼ばれる状況を見ています。 ⑤つまり、状況的に内示の情報が事実上分かるのです。 ⑥人事異動の情報は、トップシークレットだと考えます。基本的に、当該の教職員と管理職しか知りえないはずです。にもかかわらず、受け入れる側の校長先生から架電されることで、管理職以外の方が電話を受け、内示の情報が事実上分かりかねない状況です。</p>	<p>上記、①～⑥の状況をふまえ、以下のとおり提案いたします。 ①電話による連絡をやめること。 ②スキップでの連絡などに切り替えること。 以上の提案を実施していただければ、人事情報というトップシークレットが管理職と当該教職員以外の方に漏れる危険はほぼなくなるのではないか、と考えます。また、スキップ連絡として、昨年度、体調不良で内示日に出勤されなかつたという事態にも対応できるかと思います。前向きに検討いただきますよう、お願い致します。</p>	教職員人事担当	<p>ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末における人事異動の内示につきましては、内示日程を事前にお知らせしたうえで、内示当日にSKIPの文書連絡機能及び帳票配信による内示を管理職に対して行っており、内示の内容について本人のみの取り扱いとすることや、他校へ連絡を行う場合の解禁時間などについても指示するなど、その情報管理については管理職並びに当該教職員に対しても徹底をお願いしているところです。 ・今後、内示の通知文において改めて情報管理の徹底をお願いするとともに、内示後における学校間及び本人に対する連絡手段として、新たにSKIPの個人連絡機能の積極的な活用を促すなど管理職に対して注意喚起してまいりたいと考えております。 <p>※SKIP(スキップ)…SKIP (THE SCHOOL KNOWLEDGE INNOVATED BY PRIME ICT) ポータルの略。教職員用のポータルサイトのことであり校務支援システムへの入口でもある。グループウェアとして文書連絡機能や個人連絡機能等も有する。</p>	<p>・令和6年3月に予定している内示の通知文において、改善を予定しています。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
		<p>本校の給食の業者が2学期より変わりましたが、あまり給食業務に関わっていない私でも分かるぐらい、当初よりいろんな問題が頻発していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器の枚数の間違い ・作業の遅延 <p>結果として、以下のような不具合が起こっていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室で配膳する段階で食器が足りないことに気づき、給食の開始が遅れてしまう。 ・食器が濡れたままだったので、手の空いている教員が総出で食器を拭いた。 ・一連の経緯の報告・対応に教頭先生の時間が割かれ、栄養教諭も給食室に出向くことが多く、職員室に待機できる教員が減り、児童の対応ができない場合がある。 <p>これ以来、いつか改善されるものかと思い静観しておりましたが、給食業者に改善の兆しはほとんどなく、調理員さんの数が不足しているたり、経験が浅い方が多かったり、十分とは言えない体制で些細なミスが続き、事故の報告書の提出も遅れがちなか中、12月5日に、報道発表の通り、卵の過熱不十分という重大インシデントが発生しました。</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000613875.html (別紙：報道発表資料)</p>	<p>公平性担保のために公募入札という仕組みがあることは、少しほぼ理解しているつもりですが、業者が変わることで、混乱させられるのは、現場です。</p> <p>何の問題もなく順調に業務をこなしている業者が退くような仕組みは、本当に現場のこと、子どもたちのことを考えているのでしょうか。</p> <p>この業者はもちろんですが、現場に負担を掛ける状況を改善できない教育委員会にも、疑問を感じております。</p> <p>以前の公益通報の方で、「いつか、大きな事故につながりませんか？」</p> <p>と言及させていただきましたが、その「いつか」が来てしまったのではないかですか？</p> <p>それとも、児童への健康被害がなかったので、教育委員会の方々の判断基準では、まだ「大きな事故」とは認定されませんか？</p> <p>個人的には、今回の一件は「イエローカード」ではなく、「レッドカード」であると感じています。</p> <p>ハインリッヒの法則の、頂点の「1」が起るまで、現場は耐えなければいけないのでしょうか。</p> <p>その「1」は、本校児童の健康被害という実害になるかと思いますが、起こるまで現状維持ですか？起こるまでに、止められませんか？</p> <p>早急に対応していただくことを、強く要望します。</p>	保健体育担当	<p>【給食調理民間委託事業の経緯】</p> <p>本市では平成17年度に市政改革の一環として学校給食事業の事業分析を実施し、課題提起がなされました。それを受けて、平成19年度に8校の小学校において、民間委託をモデル校として実施し、その給食実施状況等をもとに学識経験者や保護者等からなる「大阪市学校給食事業効率化調査委員会」において、調査・検証し、現在の学校給食の水準を確保できるのであれば、できるだけ効率的な運営方法の選択として民間委託が望ましい、との最終報告を受けました。</p> <p>これを踏まえ、令和5年4月現在、小学校166校・小中一貫校5校・中学校18校で学校給食調理業務の民間委託を実施しております。</p> <p>【提案に関する事業内容】</p> <p>開始当初より、食材調達や献立作成は本市が担い、事業者には給食調理あるいは調理関連業務となる食材検収や食器洗浄等の業務を委託する形式をとっています。契約方法は一般競争入札による業務委託契約としており、現在は3年間の長期継続契約としています。一般競争入札であることと契約の開始時期が違うことで、毎年、複数校において給食調理の事業者が変更となっておりますが、変更に伴う学校現場の混乱を避けるため、事務局から変更後の事業者へ丁寧な説明を行うほか、関係校への説明とマニュアル配付等も行っており、教職員の負担軽減に努めているところです。</p> <p>なお、民間委託契約は調理従事者の配置や派遣ではなく、「給食調理業務」の業務自体を委託するものであるため、契約上、調理方法や安全衛生管理面において一定制限することは可能ですが、調理従事者の指名や調理従事者数についての制限を行うことが法律上出来ないことになっております。</p> <p>ただし、民間委託事業者への安全管理面等での指導においては、学校管理職より各校に従事する主任あるいは事業者の業務責任者に行なうとともに、本市事業担当より事業者に向け実施しているところです。契約の発注者としての権利の範囲内での指導だけでは改善に時間を要するものもございますが、引き続き、事故が頻回する等の問題がある事業者には粘り強く対応をしてまいります。</p> <p>【提案に関する事業と教職員の関わりについて】</p> <p>学校給食は教育活動の一貫と位置付けられております。学校給食の調理等業務を委託している事業者への指導等は原則として学校管理職や事務局において行なうこととしていますが、民間委託による給食実施校におきましても本市職員による調理実施校におきましても実施主体は学校となることから、教職員の方々のご協力をあらためてお願いいたします。</p> <p>【提案にある特定の事業者における事項】</p> <p>教室に提供される食器の枚数誤りが繰り返し発生し改善が図られていない点、調理方法の誤りを起因とする給食提供時間の遅延の2点については、調理業務委託契約の中で安全衛生面での課題であり、事業者において速やかに対応、改善すべきことから、指導の強化、徹底を学校及び本市事業担当で連携を図りながら実施していく事が急務であると考えております。</p> <p>また、給食事故が頻発していることにつきましては、本市事業担当より対象事業者に令和4年度、5年度において催告、業務改善指示を複数回行っております。過去の指導により改善した事例なども踏まえつつ、引き続き改善指導を図ってまいります。</p> <p>報道発表されております、加熱不十分な給食の提供につきましては、本市事業担当より事業者に課題提示を行い原因究明及び改善方策についての提示を求めているところです。</p> <p>なお、学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。</p>	<p>【研修、説明会の実施】</p> <p>適切な事業実施に向け、民間委託事業者には、調理従事者に次の研修実施を行うこととしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託初年度の給食開始までに調理金や給食機器による調理、安全管理に關すること。 ・新たに雇用した調理従事者に対し、「給食調理・衛生管理マニュアル」、「学校給食衛生管理基準」、当該校における衛生管理等に關すること。 ・調理従事者の資質の向上を図るために、毎年、安全（防災・消火を含む）・衛生に關すること、調理及び食品の取扱い等の業務に關すること、調理機器類の日常点検、管理、操作方法に關すること、人権教育に關すること。 <p>加えて、毎年度、委託業務の質の向上を図るために、巡回指導や発生した給食調理事故等を踏まえ、全民間委託事業者あて説明会を実施しております。</p> <p>【給食事故への指導】</p> <p>給食実施における異物混入等の事故発生時には、事業者に報告並びにその後の具体的な事故防止策を求め、円滑な業務実施が行えるよう指導にあたっております。</p> <p>【学校給食調理業務の受託の決定について】</p> <p>学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。</p>
2	1、その他	<p>ちょうど、12月5日より、小学校学力経年調査という、教員にとって、些細なミスも許されない事案を抱えています。解答用紙一枚の紛失が大きな信用失墜・懲罰事案になる、非常に神経を使う、大きな事案です。</p> <p>地方公務員法 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ從事しなければならない」と定められておりますが、給食業者が生み出す数々のミスに対応することも、我々教員の仕事のうちですか？</p> <p>特に、学力経年調査の管理、運営、全体の統括を担つて頂いている教頭先生は、その注意力の大半を学力経年調査に注ぐべきところを、今回のミスに關わる給食業者への対応、委員会との連携、卵を食べてしまった児童の保護者への連絡・謝罪に、多大な労力と時間を要しています。</p>				

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	6	<p>教育情報ネットワークにおいて、定期的にパスワードの変更が求められます。ところが、総務省の見解では、「定期的な変更は不要」とされています。</p> <p>参考資料 「国民のためのサイバーセキュリティサイト」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/business/business_staff_01.html</p> <p>パスワードの頻繁な変更は手間がかかり、うっかり期限切れになるとログインできず、業務に支障をきたします。</p> <p>「運営に関する計画」に「働き方改革」や「教育DX」を盛り込むように定められている以上、現場でも意識的に取り組むことが求められるはずですが、なぜ、このような、我々の手を煩わせ、セキュリティ的にも総務省の見解と逆行するような仕組みになっているのでしょうか。</p> <p>現場に求められていることに、一貫性を感じられません。</p>	総務省の見解通り、パスワードの変更を求め、期限切れになるシステムを撤廃して頂きたいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策課（ICT） ・学校運営支援センター（システム） 	<p>国のガイドラインにおいて、これまでパスワードの定期的な変更が推奨されていたものの、パスワードの定期的な変更時に簡易なパスワードに変更する傾向が高く、セキュリティ対策としては効果が薄いとの判断から、想像しにくいパスワードを設定した上でパスワード流出時に速やかに変更することが推奨されています。</p> <p>一方で、パスワードの定期的な変更をしない場合、パスワード流出時に気づかず被害を受け続けるリスクが懸念されることから、教職員が利用する教育情報利用パソコンについては、「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」においてパスワードを定期的に変更することと定めており、パスワードの利用期限を190日と設定しております。</p> <p>なお、市長部局の職員が利用する庁内情報利用パソコンについても、「大阪市情報通信ネットワーク（庁内情報ネットワーク）情報セキュリティ実施手順」に基づき、パスワードの利用期限を180日と設定しております。</p>	<p>校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし利用者負担の軽減を図っております。</p> <p>今後、国・自治体・民間の動向や左記のリスクを総合的に勘案し、パスワード運用ルールを含めたセキュリティ対策について次期ネットワーク更新も見据えて検討を進めてまいります。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	7	教職員の働き方改革が求められて教員の事務負担軽減が言われている中、その業務の一部が学校事務職員へ回り、学校事務職員の業務量が増え続けていると感じます。より一層の効率化が求められます。	業務システムで文書起案して校長の決裁完了後にスキップメールやアウトロックで学校運営支援センターや教育委員会施設整備課等に提出書類を提出する案件について、これを全て業務システムの文書起案システム文書送付機能を使用しての提出に統一できないでしょうか？これをすることによって、文書起案の漏れが防げると決裁と文書の送付・提出が一度でできる（校長決裁後に施行確定処理は必要）ので、効率的な事務執行ができると思います。また提出にあたって学習系へ文書の転送ということもなくなります。	学校運営支援センター（システム） 教職員給与・厚生担当	<p>学校園へ通知文書及び照会・調査文書等を送付する場合の取り扱いについては、学校園における文書収受等の負担を軽減するため、一定のルールを定め、令和4年7月29日付け事務連絡により事務局および各校園長あて周知しているところです。そのなかでは、照会に対する回答については、SKIPポータルの文書連絡機能やアウトロックで送付することになっています。</p> <p>業務システムの文書起案システム文書送付機能（以下、「文書送付機能」という）は、收受フォルダが一つしかないため、照会に対する回答に使用すると、收受した側での回答の整理が非常に困難になります。</p> <p>ただ、申請や報告等、件数が少ないものについては、「文書送付機能」の使用が有効な場合もあるため、今後、文書送付機能に関する周知を局内で行うことを検討してまいります。</p>	<p>文書送付機能を利用した書類の提出について、年度末のマニュアル更新時の通知にあわせて、局内へ周知を行えるよう検討してまいります。</p> <p>また、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築を検討してまいります。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5	その他	<p>見積業務を行う際に使用する業者リスト内には、連絡手段が電話・FAX番号しかなく、業者との書類のやりとりをFAXで行わざるを得ない状況である。</p> <p>メールによるものと比べ、送信時間がかかる・費用（紙・インク・電話代等）がかかる・送信データが残らない等課題が多い。</p>	<p>業者リストにメールアドレスの掲載を望む。</p> <p>通常、見積の際に送付するものはパソコンで作成した見積書類であり、主な送付方法としてメールを用いても問題はないはずである。</p>	学校運営支援センター（学務担当）	<ul style="list-style-type: none"> 現在、見積を行う際の提出方法としては、持参、ファックス、郵送及びメールのいずれかの方法としています。 しかしながら、ご意見にある通り、「業者リスト」には現状、メールアドレスの記載欄はありません。 ご意見を受け、事業者が希望した場合、「業者リスト」へのメールアドレスの掲載を進めてまいります。 今年度より各共同学校事務室単位で見積業者リストを作成し、管理及びメンテナンスを行っておりますので、共同学校事務室を通して学校現場の使用実態、ニーズ等を把握するためのヒアリング等を行ながら進めてまいります。 	<p>令和6年度1学期中に、共同学校事務室を通して学校の使用実態、ニーズ調査等ヒアリングを行いながら「業者リスト」へのメールアドレスの掲載について、進めてまいります。</p>